

平成18年2月

警察庁交通局

「道路交通法施行規則改正試案等」に対する意見の募集結果について

警察庁は、平成17年12月23日(金)から平成18年1月23日(月)までの間、「道路交通法施行規則改正試案等」に対する意見の募集を行いました。

寄せられた主な御意見と、これに対する警察庁の考え方は、別添(「道路交通法施行規則改正試案等」に対して寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方について)のとおりです。

また、集計の詳細については、別紙(「道路交通法施行規則改正試案等」パブリックコメント集計結果)を御参照ください。

(参考)

寄せられた御意見の総数 27件

(内訳)

電子メール	17件(63.0%)
FAX	7件(25.9%)
郵送	3件(11.1%)

平成18年2月

警察庁交通局

「道路交通法施行規則改正試案等」に対して寄せられた主な御意見 及びこれに対する警察庁の考え方について

第1 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案関係

- 1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分に対する主な御意見としては、
車両技術・性能の向上にかんがみれば、新たな車種区分の見直しは当然
であり、必要である

といった試案に賛成する御意見があったほか、試案に反対との立場から、

中型自動車を車両総重量6トン以上11トン未満、普通自動車を車両総
重量6トン未満と定義すべき

新普通免許の最大積載量が3トン未満とされているが、当該免許に係る
試験車両が普通自動車(2000ccクラス)であることから、2トン未
満又は1.5トン未満と規定すべき

貨物自動車等の大きさについては、車長、車幅、車高を基準とすべきで
はないか

といった御意見がありました。

大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分については、最近の交通死亡事
故の第一当事者別の状況をみますと、

四輪以上の自動車のうち貨物自動車による車両保有台数当たり及び走行距離
当たりの死亡事故件数がその他の自動車よりも高く、これらの推移をみると、
貨物自動車については近年の諸対策による死亡事故抑止効果が低い

現行普通免許で運転できる自動車のうち大型の車両総重量5トン以上8トン
未満のものと、大型免許で運転できる自動車のうち特に大型の車両総重量11
トン以上のものの保有台数当たり死亡事故件数が顕著に高い

等といった特徴がみられることから、これらを踏まえ貨物自動車の事故防止対策の一環として、車両総重量5トン未満等の自動車を普通自動車、車両総重量5トン以上11トン未満等の自動車を中型自動車、車両総重量11トン以上等の自動車を大型自動車としたものであります。

また、貨物自動車等について、車長、車幅、車高を基準とすべきではないかという意見については、自動車の大きさ（車高、車幅、車長）等は、概ね自動車の重さ（車両総重量、最大積載量）に対応することから、道路交通法においては、従来から自動車の大きさ等を表す方法として重さを用いて自動車の種類を区分しているところであります。

重さに代えて新たに車長、車幅、車高を自動車の種類を区分する方法として用いることは、自動車の重さによる車両特性の違いを考慮しないこととなり事故防止機能として不十分であるとともに、基準を複雑にし、国民から見て自動車の区分が分かりにくくなるため適当ではないと考えております。

2 大型免許、中型免許等に係る適性試験に対する主な御意見としては、

中型免許の適性試験等の科目及び合格基準を普通免許と同等とすべきといった御意見がありました。

一般的に視力が一定以下である場合、遠方が見えづらく、道路の状況や他の交通の動静等を迅速に認知することができず、また、深視力に異常があれば、車間距離や障害物との距離の目測、前車の車速等を誤りやすくなるとされています。

運転者にこれらの異常がある場合には、追突事故等につながるおそれがあるため、制動距離が長い上、衝突時の衝撃力が大きい大型の自動車を運転する場合については、旅客の生命を預かる旅客自動車を運転する場合と同じく、より厳しい基準を適用しているところであります。

そこで、改正後の適性試験等の科目及び合格基準について検討したところ、

今回の法改正により中型自動車が設けられたのは、車両総重量5トン以上8トン未満の自動車の車長が長くなり、大型化していること等によるものであり、自動車が走行した場合における制動距離や衝突時の衝撃力は車両の重量に比例

するものと考えられることを踏まえれば、適性試験等の科目及び合格基準を定める際には、自動車の区分ではなく車両総重量に着目することが適当であると考えられること

貨物自動車のうち保有台数が多い車両総重量5トン以上、車両総重量8トン未満及び車両総重量20トンのトラックについて、一定速度からの制動距離を比較すると、車両総重量5トン及び8トンのトラックの制動距離はほぼ同じであるが、車両総重量20トンのトラックの制動距離はそれよりも長くなるとの研究結果があることから、現在多く使われている貨物自動車については、車両総重量8トンを境として、高速走行時における制動距離が異なっていると考えられること

から、車両総重量8トン以上等の自動車を運転することができる大型免許及び中型免許の適性試験等については、現行の大型免許の科目及び合格基準を課すこととしたものであります。

3 大型免許、中型免許、中型第二種免許等に係る技能試験に対する主な御意見としては、

使用車両及び車格については賛成である

といった試案に賛成する御意見があったほか、試案に反対との立場から、

技能試験に使用する試験車両の車両基準について、より小さな車両を用いるべきではないか

といった御意見がありました。

試験車両について、今回の法改正では、貨物自動車等に係る運転者の技能及び知識の向上を図ることにより、貨物自動車等による事故の防止を推進することを目的としていることから、技能試験において使用する自動車（以下「試験車両」という。）については、自動車を安全に運転するために必要な技能を的確に判定するため、それぞれの免許で運転することができる自動車の流通状況を踏まえ、当該自動車のうちできる限り大型のものを試験車両として使用することが適当であると考えております。

また、上記の理由に加え、試験車両が特定のメーカーが販売しているものに偏ることは、公平性の観点から望ましくない等との考えから、貨物自動車等の販売状況も考慮に入れて試験車両の基準を定めております。

4 大型免許、中型免許、中型第二種免許等に係る取得時講習の内容に対する主な御意見としては、

取得時講習については、時間が足りない
といった御意見がありました。

大型自動車又は中型自動車を運転する者については、これらの自動車の特性を踏まえ、

道路において生じ得る危険を予測して安全に運転する能力

路面凍結等悪条件下において安全に運転する能力

交通事故の際に応急救護処置を行う能力

が必要と考えられますが、これらの能力は試験で確認することが適切ではないことから、大型免許又は中型免許を受けようとする者にこれらの自動車に関する講習及び応急救護処置講習を受けさせることとしたものであります。

また、中型第二種免許については、現行の大型第二種免許及び普通第二種免許を受けようとする者に対して、それぞれの免許に係る自動車の運転に関する講習及び応急救護処置講習の受講が義務付けられていることから、同様の講習を義務付けることとするものであります。

取得時講習の時限数については、実験教習を行い、その結果を踏まえ、貨物自動車を安全に運転するために必要な能力を身に付けさせるための項目及び時限数を設けたものであります。

5 指定自動車教習所における大型免許、中型免許及び中型第二種免許の教習及び技能検定に対する主な御意見としては、

現在、普通免許から大型免許の技能教習時間は最低 2 2 時間の規定がある。新法普通免許から中型免許が現在と同じ程度ならば技能教習時間を 1

5 時間に短縮する必要はない

教習時間はもっと増やすべき

といった御意見がありました。

大型免許又は中型免許に係る指定自動車教習所の教習カリキュラムについては、貨物自動車の安全な運転に必要な技能等に係る実験教習を行い、その結果を踏まえ、

貨物自動車の死角、車高と前方の距離感覚の把握、内輪差及びオーバーハングへの対応、荷重が運転操作に与える影響等貨物自動車の特性を踏まえた運転に関する項目を盛り込むこと

大型自動車又は中型自動車に係る危険を予測した安全な運転、路面凍結等その他の悪条件下における大型自動車又は中型自動車の安全な運転等の取得時講習の内容を盛り込むこと

などとし、教習時間の基準等を定めたものであります。

6 経過措置に対する主な御意見としては、

既得権の保護のためにも、8 トン限定中型免許を受けている者に対する適性試験等については、現行普通免許に係る適性試験等と同様の科目及び合格基準としてもらいたい

といった試案に賛成する御意見があったほか、試案に反対との立場から、

8 トン限定中型免許でも中型免許である以上、大型免許等の科目及び合格基準での適用と運用が望ましい

改正法施行後において、改正前に指定自動車教習所を卒業し、改正前の免許の種類に係る卒業証明書を保有している者については、改正法施行前の免許の種類で免許を交付すべき

といった御意見がありました。

車両総重量 8 トン以上等の自動車を運転することができる大型免許及び中型免

許の適性試験等については、2の理由により、現行の大型免許の科目及び合格基準を課すこととしております。

したがって、車両総重量8トン等までの自動車しか運転することができない8トン限定中型免許を有するとみなされる者に対しては、更新時の適性検査等において普通免許の科目及び合格基準を課すこととしております。

また、改正法においては、現行の大型免許等に係る運転免許試験の合格者については、これらの免許を現に有している者と同等の知識、技能及び適性を有していることが確認されていることから、大型免許等を受けることができるものとされたところですが、法改正前に現行の大型免許等に係る卒業証明書を受けたに過ぎない者については、いまだ現行の大型免許等を現に有している者と同等の知識、技能及び適性を有していることが確認されたものとはいえないことから、これを中型免許等に係る卒業証明書とみなすこととするものであります。

第2 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案

中型自動車の区分の新設に伴う所要の改正に対する主な御意見としては、

改正を検討している規制標識により通行が禁止される自動車の範囲に関して、現行どおりとすべきという御意見と、改正後の「大型貨物自動車等通行止め」の規制標識により通行が禁止される自動車の範囲に中型貨物自動車を含めるべき

といった御意見がありました。

今回の道路交通法改正で自動車の種類の区分が変更されますが、現行の規制標識で通行が禁止される対象が何かという認識が広く国民に定着していることを踏まえると、改正の前後でそれぞれの標識により通行の禁止の対象である旨表示されている自動車の範囲が変更されることのないよう、改正を行うことが適切であると考えております。

第3 運転免許に係る講習に関する規則の一部を改正する規則案関係

違反運転者に該当しない特定失効者が初回更新を受ける場合における特例措置

に対する御意見としては、

更新時講習の優遇は必要ない

といった御意見がありました。

平成14年の制度改正により、特定失効者（失効後6月以内の者（やむを得ない理由により免許証の有効期間の更新を受けられなかった者を除く。）に限る。）のうち、失効免許に係る免許経験が5年以上ある者であって、過去5年間において違反運転者等に該当する違反行為等をしたことがないもの（以下「特別特定失効者」という。）が免許を再取得する場合には、過去の運転行動が良好であることを勘案し、通常の違反運転者等に対する更新時講習よりも若干簡易な内容の講習として、一般運転者に対する更新時講習を受けることができる特例措置を設けております。

ところが、現行の規定では、特別特定失効者として免許を再取得した者であって、過去5年間において違反運転者等に該当する違反行為等をしたことがないものが最初に免許証の更新を受けようとする場合には、違反運転者等に対する更新時講習を受けなければならないこととなっており、特別特定失効者と同様に過去の運転行動が良好であるにもかかわらず異なる取扱いとなっていることから、これらの者が最初に免許証の更新を受けようとする場合に、特別特定失効者と同様に一般運転者に対する更新時講習を受けられるように措置することとするものであります。

「道路交通法施行規則改正試案等」のパブリックコメント集計結果

1 概要

個別項目についての意見	20件(76.9%)
その他の感想	7件(23.1%)
合計	27件(100.0%)

2 個別項目

(1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案関係

ア 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分について

試案に賛成	1件(25.0%)
試案に反対	3件(75.0%)
合計	4件(100.0%)

イ 大型免許、中型免許等に係る適性試験について

試案に賛成	0件(0.0%)
試案に反対	7件(100.0%)
合計	7件(100.0%)

ウ 大型免許、中型免許、中型第二種免許等に係る技能試験について

試案に賛成	1件(16.7%)
試案に反対	5件(83.3%)
合計	6件(100.0%)

エ 大型免許、中型免許及び中型第二種免許等に係る取得時講習の内容について

試案に賛成	1件(33.3%)
試案に反対	2件(66.7%)

合 計	3件 (100.0%)
-----	--------------

オ 指定自動車教習所における大型免許、中型免許及び中型第二種免許の教習及び技能検定について

試案に賛成	1件 (25.0%)
試案に反対	3件 (75.0%)
合 計	4件 (100.0%)

カ 経過措置について

試案に賛成	4件 (66.7%)
試案に反対	2件 (33.3%)
合 計	6件 (100.0%)

(2) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案関係

試案に賛成	2件 (66.7%)
試案に反対	1件 (33.3%)
合 計	2件 (100.0%)

(3) 運転免許に係る講習に関する規則の一部を改正する規則案関係

試案に賛成	0件 (0.0%)
試案に反対	1件 (100.0%)
合 計	1件 (100.0%)

- 1 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則案、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則案、技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則案及び指定自動車教習所の指定に係る別段の申出に関する

る規則案に対する個別の御意見はありませんでした。

2 割合（％）は小数点第二位を四捨五入したものです。